

鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規

平成9年7月16日

鳥取大学医学部規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 医学系研究科の博士後期課程修了認定のために行う学位審査（第2条－第12条）
- 第3章 論文提出による学位審査（第13条－第23条）
- 第4章 雑則（第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 医学系研究科博士後期課程における学位に関する必要な事項は、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第52号）及び鳥取大学学位規則（昭和35年鳥取大学規則第3号）によるほか、この内規の定めるところによる。

第2章 医学系研究科の博士後期課程修了認定のために行う学位審査

（学位を申請する者の資格）

第2条 学位を申請することのできる者は、所定の年限を在学し、所定の単位を修得した者で、かつ、所定の研究倫理教育を受講した者とする。

（学位論文の提出時期）

第3条 大学院博士後期課程による学位論文は、3年次末までに審査が終了するように提出するものとする。ただし、医学系研究科大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）が優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、2年次後期以降に提出することができる。

（学位申請に必要な書類）

第4条 学位を申請する者は、次の書類を医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

- | | |
|---------|----|
| イ 学位申請書 | 1通 |
| ロ 申請者調書 | 1通 |
| ハ 履歴書 | 1通 |

写真1枚添付（縦5センチメートル、横4センチメートル）

- | | |
|--------|----|
| ニ 論文目録 | 1通 |
| ホ 主論文 | 5部 |

他に医学系研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に必要な部数

- | | |
|---|-----|
| ヘ 参考論文（1篇以上3篇以内） | 各5部 |
| ト 学位論文要旨（2,000字以内） | 1部 |
| チ 参考論文要旨（各篇200字以内） | 1部 |
| リ 承諾書（主論文が共著の場合のみ） | 各1通 |
| ヌ 申立書（学位論文全文をインターネットにより公表できない場合のみ） | 1通 |
| ル 学位論文要約（学位論文全文をインターネットにより公表できない場合のみ。ただし、学位論文要旨に代えることができる。） | 1部 |

2 提出書類等（承諾書及び申立書は除く。）の論文題目が外国語のときは、括弧内にその和訳を付するものとする。

（主論文の要件）

第5条 主論文の要件は、学術誌に掲載されたもの又は掲載されることが証明されたもので次の各号

のいずれかに該当するものとする。

- 一 単独著作であること
- 二 複数著作の場合は、筆頭著者であること
- 三 大学院委員会が前号と同等のものと認めたもの
(予備審査)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者が学位を申請した場合は、大学院委員会において予備審査を行う。

- 一 学位申請書類に疑義のある者
- 二 その他必要と認められた者
(学位論文の受理)

第7条 学位申請書類の提出があったときは、大学院委員会において、学位論文の受理の可否を決定する。

(審査委員会)

第8条 大学院委員会は、前条の受理決定に基づき、主査1名(教授とする。)及び副主査2名(原則として教授とする。ただし、1名に限り、准教授とすることができる。)を選び審査委員会を設ける。ただし、審査論文の共著者となっているものは、主査にはなれないものとする。

- 2 大学院委員会は、必要があるときは、本研究科以外の教員等から1人に限り副主査に加えることができるものとし、副主査を選ぶときは、当該審査委員候補者の研究歴等を考慮し、大学院委員会が審査するものとする。ただし、学位(博士)を有する臨床教授及び特任教授は審査を省略できるものとする。
- 3 審査委員会は、学位申請者に対して学位論文の審査及びこれに関連のある科目について口頭又は筆答により最終試験を行う。
- 4 審査委員会は、公開で行う。
- 5 審査委員会は、論文審査のため必要と認めるときは、審査委員会委員以外の者の意見を求めることができる。

(試験成績の評語)

第9条 試験成績の評語は、A、B、C、D、Fの5種(Aは90点以上、Bは80点以上、Cは70点以上、Dは60点以上、Fは59点以下)とする。

(学位論文の審査)

第10条 審査委員会は、博士後期課程については、論文受理後、2年次後期から3年次末までに審査及び最終試験を終了し、その結果を主査が研究科委員会に報告する。なお、研究科委員会には、審査委員会委員2名以上(主査及び本研究科の副主査1名以上)の出席を要するものとする。ただし、特段の事情により、主査が研究科委員会に出席できないことについて、研究科長が相当の理由があると認める場合、副主査2名の出席及び副主査による研究科委員会への報告をもって代えることができるものとする。

- 2 審査委員会は、審査を行った後、審査結果の要旨(400字以内)及び最終試験の結果の要旨を作成し、論文目録、学位論文要旨、参考論文要旨及び履歴書を添えて印刷し研究科長に提出のうえ、研究科委員会構成員に配布する。
- 3 研究科委員会は、博士後期課程については、学位論文の審査が2年次後期から3年次末までに終了するよう学位授与の可否を決定する。

(学位授与決定の報告)

第11条 研究科長は、前条第3項の規定により研究科委員会において学位授与を決定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 論文審査及び最終試験に合格した者には学位を授与する。

第3章 論文提出による学位審査

(学位を申請する者の資格)

第13条 博士の学位を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、所定の研究倫理教育を受講した者とする。

- 一 大学院の博士前期（修士）課程及び博士後期課程の研究科又は医科学に関連の研究科に5年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者
- 二 大学院の博士前期（修士）課程の研究科又は医科学に関連の研究科博士前期（修士）課程を修了し、4年以上の研究歴を有する者
- 三 大学の生命科学及び保健学関連の学科を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者
- 四 大学卒業で生命科学及び保健学関連の学科以外の者については、8年以上の研究歴を有する者
- 五 大学院修了者で医科学に関連のない研究科を修了したものは、前号の規定にかかわらず、次の研究歴を有する者
 - イ 大学院博士前期（修士）課程を修了した者
5年以上
 - ロ 大学院博士後期課程を修了した者
3年以上
- 六 日本学術振興会の論文博士号取得希望者に対する支援事業による採用者
- 七 その他大学院委員会が認めた者

第14条 前条第2号、第3号及び第4号に定める研究歴とは、次の期間とする。

- 一 大学における教員、教務員の期間
- 二 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
- 三 大学の研究生として研究に従事した期間
- 四 その他大学院委員会が認めた期間

(学位申請に必要な書類)

第15条 学位を申請する者は、次の書類等を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|---|---------------|
| イ 学位申請書 | 1 通 |
| ロ 申請者調書 | 1 通 |
| ハ 履 歴 書 | 1 通 |
| 写真1枚添付（縦5センチメートル、横4センチメートル） | |
| ニ 論 文 目 録 | 1 通 |
| ホ 主 論 文 | 5 部 |
| 他に研究科委員会に必要な部数 | |
| ヘ 参考論文（3篇） | 各5部 |
| ト 学位論文要旨（2,000字以内） | 1部 |
| チ 参考論文要旨（各篇200字以内） | 1部 |
| リ 研究歴表 | 1通 |
| ヌ 審査手数料 | 鳥取大学学位規則に定める額 |
| ル 主な研究機関が本学でない場合には研究科委員会構成員の紹介状 | 1通 |
| ヲ 本学の職員、学生及び研究生の経歴を有しない者は最終学校卒業証明書 | 1通 |
| ワ 本学医学部以外の研究機関における研究歴を有する者は研究歴を証明する書類 | 1通 |
| カ 承諾書（主論文が共著の場合のみ） | 各1通 |
| コ 申立書（学位論文全文をインターネットにより公表できない場合のみ） | 1通 |
| ク 学位論文要約（学位論文全文をインターネットにより公表できない場合のみ。ただし、学位論文要旨に代えることができる。） | 1部 |

2 提出書類等（承諾書及び申立書は除く。）の論文題目が外国語のときは、括弧内にその和訳を付するものとする。

(主論文の要件)

第16条 主論文の要件は、第5条に定めるものとする。

(予備審査)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者が学位を申請した場合は、大学院委員会において予備審査を行う。

- 一 学位申請書類に疑義のある者
- 二 その他必要と認められた者

(学位論文の受理)

第18条 学位申請書類の提出があったときは、大学院委員会において、学位論文の受理の可否を決定する。

(審査委員会)

第19条 大学院委員会は、前条の受理決定に基づき、主査1名(教授とする。)及び副主査2名(原則として教授とする。ただし、1名に限り、准教授とすることができる。)を選び審査委員会を設ける。ただし、審査論文の共著者となっているものは、主査にはなれないものとする。

2 大学院委員会は、必要があるときは、本研究科以外の教員等から1人に限り副主査に加えることができるものとし、副主査を選ぶときは、当該審査委員候補者の研究歴等を考慮し、大学院委員会が審査するものとする。ただし、学位(博士)を有する臨床教授及び特任教授は審査を省略できるものとする。

3 審査委員会は、学位申請者に対して学位論文の審査及びこれに関連のある科目について、口頭又は筆答により試問を行う。なお、前記試問のほか外国語1種類につき筆答試験を行う。

4 審査委員会は、公開で行う。

5 審査委員会は、論文審査のため必要と認めるときは、審査委員会委員以外の者の意見を求めることができる。

(試験成績の評語)

第20条 試験成績の評語は、A、B、C、D、Fの5種(Aは90点以上、Bは80点以上、は70点以上、Dは60点以上、Fは59点以下)とする。

(学位論文の審査)

第21条 審査委員会は、論文受理後、1年以内に審査を終了し、その結果を主査が研究科委員会に報告する。なお、研究科委員会には、審査委員会委員2名以上(主査及び本研究科の副主査1名以上)の出席を要するものとする。ただし、特段の事情により、主査が研究科委員会に出席できないことについて、研究科長が相当の理由があると認める場合、副主査2名の出席及び副主査による研究科委員会への報告をもって代えることができるものとする。

2 審査委員会は、審査を行った後、審査結果の要旨(400字以内)及び学力確認の結果の要旨を作成し、論文目録、学位論文要旨、参考論文要旨及び履歴書を添えて印刷し研究科長に提出のうえ、研究科委員会構成員に配布する。

3 研究科委員会は、論文受理後1年以内に終了するよう学位授与の可否を決定する。

(学位授与決定の報告)

第22条 研究科長は、前条第3項の規定により研究科委員会において学位授与を決定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(学位授与)

第23条 論文審査、試問及び筆答試験に合格した者には学位を授与する。

第4章 雑則

(雑則)

第24条 この内規運用に関して疑義があるとき、又は内規を改廃するときは、研究科委員会において決定するものとする。

附 則

この内規は、平成9年7月16日から施行する。

附 則（平成15年4月1日鳥取大学医学部規則第18号）

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月3日鳥取大学医学部規則第6号）

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に在学する者については、この内規による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月25日鳥取大学医学部規則第15号）

この内規は、平成19年4月25日から施行し、改正後の鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月26日鳥取大学医学部規則第6号）

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月19日鳥取大学医学部規則第14号）

この内規は、平成21年5月19日から施行する。

附 則（平成21年12月16日鳥取大学医学部規則第37号）

この内規は、平成21年12月16日から施行する。

附 則（平成24年12月26日鳥取大学医学部規則第15号）

この内規は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日鳥取大学医学部規則第10号）

この内規は、平成25年9月25日から施行し、改正後の鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規の規定は、平成25年6月25日から適用する。

附 則（平成30年1月24日鳥取大学医学部規則第3号）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日鳥取大学医学部規則第17号）

この内規は、平成30年12月26日から施行し、改正後の鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規の規定は、平成30年6月1日から適用する。

附 則（令和2年2月25日鳥取大学医学部規則第1号）

（施行期日）

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

（旧専攻における論文博士の申請）

2 鳥取大学大学院学則の一部を改正する学則（令和2年鳥取大学規則第16号）による改正前の生命科学専攻、機能再生医科学専攻又は保健学専攻（以下「旧専攻」という。）に在学し、所定の単位を修得した後退学した者については、同学則附則第2項の規定による旧専攻の存続期間、第12条による博士の学位（生命科学、再生医科学又は保健学）を申請することができる。

（新専攻における論文博士の申請）

3 医科学専攻（以下「新専攻」という。）における第12条による博士の学位（医科学又は保健学）の申請は、令和5年4月1日以降、新専攻の博士後期課程を修了した者（標準修業年限以上在学した者に限る。）に博士の学位（医科学又は保健学）を授与した後に行うことができる。

附 則（令和2年6月10日鳥取大学医学部規則第6号）

この内規は、令和2年6月10日から施行し、改正後の鳥取大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位に関する内規の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月19日鳥取大学医学部規則第21号）

この内規は、令和3年11月19日から施行する。